平成２７年（フ）第９５号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番５―504号
債務者　加藤　邦彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市田寺１丁目１番18―301号
キャッスルコート田寺
債務者　木村　寿昭
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県姫路市田寺１丁目１番18―301号
キャッスルコート田寺
債務者　木村伊佐子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４１号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番23号、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜660番地５
債務者　景山　忠實
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４２号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番23号、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜660番地５
債務者　景山芙美代
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９３号
兵庫県神崎郡福崎町西治46番地15
債務者　岩崎　　舞（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３０３号
兵庫県加古川市尾上町今福19番地の６
債務者　政道　純一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２３号
兵庫県神崎郡福崎町南田原2987番地　清風荘203号
債務者　松谷やよい
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３２号
兵庫県赤穂市尾崎591番地
債務者　葛島　昌彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市藤ヶ台12番10号
債務者　掛林　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５号
鳥取県倉吉市下古川87番地５　コーポ田中Ｂ（旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下933番地23）
債務者　倉本　欽章
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５０６号
広島県安芸高田市八千代町下根2127番地３
債務者　**角**保　晋**吉**
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０７号
広島県安芸高田市八千代町下根2127番地３
債務者　**角**保　賴子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５５号
広島県東広島市西条町助実28番地３　寺山住宅３―303
債務者　中崎　真希
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２７号
広島市中区広瀬北町２番28―1508号
債務者　瀧川　雅之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４３号
広島市中区舟入川口町17番32―303号
債務者　草野　耕一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
宮城県気仙沼市本吉町津谷松岡146番地　菅原アパート１号室、旧住所宮崎県延岡市愛宕町３丁目1934番地２
債務者　亀井絵美香（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第８４号
群馬県桐生市新里町武井592番地５
債務者　千野　輝邦
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部